（この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の特定子会社が記入するものである。）　様式２

供給者名
（申請者名）

最終用途誓約書
（経済産業省への提示を目的とするもの）

第１節：関係者

(a) 輸出者名 （申請者名）
(b) 買主名 （特定子会社名）
(c) 買主の住所 （特定子会社の住所）
(d) 荷受人名 (b)に同じ
(e) 荷受人の住所 (c)に同じ
(f) 最終需要者名 (b)に同じ
(g) 最終需要者の住所 (c)に同じ
(h) 貨物等の使用場所（(g)と異なる場合）

第２節：貨物等（貨物，ソフトウェア，技術）

(a) 貨物等の説明（例：製造者名 ／ 型，等級，種類，シリアルナンバー）	(b) 数量／重量
包括許可取扱要領Ｖの５に規定する貨物及び技術の範囲 /	－
/	
/	
/	
/	
/	
/	

(c) 契約番号 ／ 契約のサイン日 － / －

第３節：誓約事項

(a) 第２節で示した貨物等の用途は次のとおりです。 特定子会社内での利用のため

(b) 上記の貨物等及び／又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又はＩＡＥＡ保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。
(c) 上記の貨物等は第１節に記す最終需要者以外は使用せず、（特定子会社が所在する国名）にとどまります／で費消されます。
(d) 我々（私）は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された（申請者名）の書面による事前同意を得ます。
(e) （上記の貨物等が技術を含む場合－☐はい），当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。
(f) 追加的な誓約事項等: 許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書に記載されている最終需要者等への再輸出については、事前同意の対象から除外する。

特定子会社包括により当該特定子会社に対し技術の提供を予定している場合のみチェックしてください。

(g) 上記の貨物等の所有権・使用権は、やむを得ない事情がある場合に限り、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者／社に移転されるものとします。
(h) ☐ 我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名
（特定子会社の代表者又は権限委任された者の署名）
会社／組織名、（ブロック体で）署名者の名前及び肩書き
（特定子会社名、署名者の名前及び肩書き）
日付
（署名を行った日付）

（注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと）